

臨時株主総会議事録

平成 年 月 日午後 時 分、東京都 区 、当社本店会議室において臨時株主総会を開催した。

定刻、定款の規定により、代表取締役 は議長となり、開会を宣し、本日の出席株主数およびその議決権数を次のとおり報告した。

株主の総数	名
総株主の議決権の数	個
出席株主数（委任状による者を含む）	名
出席株主の議決権の数	個

以上のとおり、株主の全員が出席し、本株主総会議案の決議に必要な定足数に達していることから、本株主総会は適法に成立した旨を述べ、下記議案につき審議に入った。

【第1号議案】 定款一部変更の件

議長は、本議案を上程し、当社定款につき、別添の参考書類中の「定款変更案」記載のとおり変更したい旨を提案し、議場に本議案についての賛否を諮ったところ、出席株主の有する議決権の3分の2以上の賛成（委任状による原案賛成も含む）が得られたので、本議案は原案のとおり承認可決された旨を宣した。

【第2号議案】 第三者割当によるA種優先株式の発行の件

議長は、本議案を上程し、別紙参考書類記載のとおり、研究開発費及び運転資金の調達を目的として、特定の第三者を対象とし、新株を発行したい旨を述べ、その内容について詳細に説明をした。また、当社は定款に株式の譲渡制限に関する規定が設置されていることから、商法第280条ノ5ノ2第1項但書に基づき、本総会決議後1年以内に株主以外の者に対し発行することができる株式の種類及び数（新株発行枠）について、株主総会の特別決議による承認が必要になる旨を述べ、議場にその賛否を諮ったところ、出席株主の有する議決権の3分の2以上の賛成（委任状による原案賛成も含む）が得られたので、本議案は原案のとおり承認可決された旨を宣した。

記

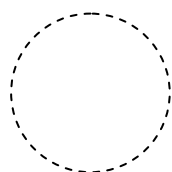
1．株主総会決議後1年以内に株主以外の者に対し発行することができる株式の種類及び数	A種優先株式 株
2．割当方法	第三者割当の方式による。

以上をもって、議長は本株主総会の議事を終了した旨を述べ、午後 時 分閉会を宣した。

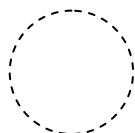
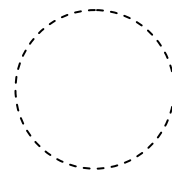
上記議事の経過およびその結果を明らかにするためこの議事録を作成し、議長及び出席取締役の全員がこれに記名捺印する。

平成 年 月 日

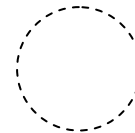
株式会社 臨時株主総会



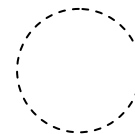
議長
代表取締役



出席取締役



出席取締役



平成 年 月 日

株 主 各 位

東京都 区 - -
株式会社
代表取締役

臨時株主総会招集のご通知

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社の臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、誠にごめんどうとは存じますが、当日ご出席願えない場合は、後記参考書類をご検討くださいますて、同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、お届印をご押印のうえ、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成 年 月 日(曜日) 午後 時より
2. 場 所 東京都 区 - 当社本店会議室
3. 会議の目的事項

【決議事項】

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 議案の要領および定款変更の理由

経営環境の変化に対応するため資金調達手段の多様化を図ることを目的として、種類株式の発行に備えた定款規定の所要の変更を行うものであります。

(2) 変更内容

～略～

第2号議案 株主以外の者に対して新株を発行する件

資金調達手段の多様化のため、第1号議案 定款一部変更の件の承認可決を条件として、株主以外の者に対して下記のとおり種類株式を発行するものであります。

1. 株主総会決議後1年内に株主以外の者に対し発行することができる株式の種類及び数	A種優先株式 株
2. 割当方法	第三者割当の方式による。

以 上

当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者 株式会社
代表取締役
2. 総株主の有する議決権数 個
3. 議案に関する参考事項

【第1号議案】 定款一部変更の件

1. 変更の目的

「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)(平成14年5月29日法律第44号)の施行により種類株式制度が弾力化されたことを受け、当社の資金調達が多様化を図り、研究開発費及び運転資金の調達を目的として、優先株式を発行したいと存じます。本議案は、優先株式発行に備えた所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙『定款変更案』記載のとおりであります。

【第2号議案】 第三者割当によるA種優先株式の発行の件

当社の研究開発費及び運転資金の調達を目的として、特定の第三者を対象とし、新株を発行したいと存じます。

つきましては、当社は定款に株式の譲渡制限に関する規定が設置されていることから、商法第280条ノ5ノ2第1項但書に基づき、本総会決議後1年以内に株主以外の者に対し発行することができる株式の種類及び数(新株発行枠)について、株主総会の特別決議による承認が必要になります。

ご検討のうえ、ご承認をお願いするものであります。

記

1. 株主総会決議後1年以内に株主以外の者に対し発行することができる株式の種類及び数	A種優先株式 株
2. 割当方法	第三者割当の方式による。

定 款 変 更 案

(下線部は変更点を示します)

現行定款	変更案
<p>(発行する株式の総数) 第5条 当社が発行する株式の総数は、100,000株とする。</p>	<p>(発行する株式の総数) 第5条 当社が発行する株式の総数は、100,000株とし、このうち普通株式を90,000株、第13条の2のA種優先株式を10,000株とする。ただし、普通株式につき消却があった場合または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p>
<p>< 新 設 > < 新 設 ></p>	<p>第2章の2 優先株式</p> <p>(A種優先株式) 第13条の2 当社が発行するA種優先株式の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(A種優先株式の引受権) 1 A種優先株式について、その発行枠の範囲内で追加発行する場合は、既存A種優先株主がそのすべてについて新株引受権を有し、各A種優先株主はA種優先株式の持株比率に応じた引受けを請求することができる。 前号の規定により引受けをしないA種優先株主がいるときは、その者の持株数を除いて前号の持株比率を算出し、他のA種優先株主が前号の規定に従った新株引受権を有する。 * 適宜「A種登録質権者」を主語に追加・以下同</p> <p>(残余財産の分配) 2 当社の残余財産を分配するときは、次の順序でおこなう。 A種優先株主に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式が普通株式に転換された場合の普通株式の数を求めたうえで、その数に金2,000円を乗じた金額を支払う。但し、残余財産が同支払に不足するときは、A種優先株式1株につき、残余財産を発行済の同株式数で除した金額を支払う。 前項による支払がなされた後に残余財産があるときは、すべての種類の株主および同登録質権者に対し、当該残余財産について、A種優先株式が普通株式に転換された場合の普通株式の数を求めたうえで、それぞれが保有すべき普通株式の比率によって按分して支払う。</p> <p>(償還請求権) 3 A種優先株主は、2009(平成21)年6月30日限り、A種優先株式の全部または一部の償還請求をすることができ、当社は、償還請求の日から1ヶ月以内に、法令の定めに従い償還をおこなうものとする。 A種優先株式の1株あたりの償還価額は以下の算式で算定する。</p> <p style="text-align: center;">A種優先株式 1株当たりの 償 還 原 資 = _____</p>

償還価額

発行済償還請求権付株式数

(1) 償還原資は、当会社の前期の税引後当期利益、および当社が株式の償還に備えて積立てた償還積立金の合計額をいう。

(2) 発行済償還請求権付株式は、株式の種類を問わず、償還請求権が認められている株式すべてを含む。

A種優先株主から当社に対してA種優先株式の償還請求があった場合には、当会社はその旨を既存株主に通知しなければならない。既存株主は、当社が償還するのに先立ち、当該株式を当社が償還する場合と同じ条件で、当該A種優先株主から買い取ることができる。

(転換予約権)

4 A種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、次項第2号に定める転換の条件によりA種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

(強制転換条項)

5 A種優先株式は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、取締役会決議で定めた日に、本項第2号に定める転換の条件に従って算出される数の普通株式に転換される。

- (1) 当社の発行する普通株式が、証券取引所に上場することが決定し、上場が予定される日までの期間が2ヶ月となったとき
- (2) 取締役会がなした代表取締役選任決議についての承認議案を、A種優先株式の種類株主総会が3度否決したとき

A種優先株式の転換の条件は以下のとおりとする。

(1) 転換により発行する普通株式数

A種優先株式の転換請求により発行する当社の普通株式の株式数は、次のとおりとする。

$$\text{発行する普通株式の数} = \frac{\text{転換請求されたA種株式の数} \times \text{A種優先株式発行時の発行価額}}{\text{転換価額}}$$

上記のA種株式の1株当たりの発行価額は金2,000円とする。

(2) 転換価額

現時点の転換価額は、1株につき金2,000円とする。

(3) 転換価額の調整

(a) A種優先株式発行後、普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、次に定める算式をもって、転換価額を調整する。

なお、調整後の転換価額は、株式分割の場合には株主割当日の翌日以降、株式併合の場合にはその効力発生るとき以降これを適用する。

また、転換価額の調整計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(b) A種優先株式発行後、調整前の転換価額を下回る価額をもって当社の普通株式を発行し、又は自己株式(普通株式)を処分する場合、次の算式(以下転換価額調整式)という。)により転換価額を調整する。

既発行 調整前A種 新発行 1株当たり

調整後 A 種 株式数 × 転換価額 + 株式数 × 払込金額
転換価額 =

既発行株式数 + 新発行株式数

なお、上記算式における「既発行株式数」とは、転換価額が適用される日の前日における当社の発行済株式総数（普通株式に限られない。）並びに発行済の新株予約権および新株予約権付社債の目的たる株式数を合計した数から同日における当社の保有する自己株式の総数を控除した数とする。また、自己株式の処分を行う場合は、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」と、「1株当たり払込金額」は「1株当たり譲渡価額」と、それぞれ読み替える。

また、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、また株主割当日がある場合、その日の翌日以降これを適用する。

但し、(b)による転換価額の調整は、A種優先株式の発行済株式総数の過半数を有するA種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。

(c) 調整前の転換価額を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券を発行する場合には、かかる証券の払込期日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される証券すべてが転換されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」としてその証券の転換価額を使用して計算される額を、調整後の転換価額とする。調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、また株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(d) 調整前の転換価額を下回る価額を新株（普通株式に限らない。）1株の発行価額とする新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合、かかる新株予約権の発行日に、また株主割当日がある場合その日に、発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」として新株予約権の行使により発行される新株1株の発行価額を使用して計算される額、調整後の転換価額とする。調整後の転換価額は、その発行日の翌日以降又は割当日の翌日以降これを適用する。但し、A種優先株式の発行済株式総数の過半数を有するA種優先株主が、かかる調整を不要とした場合には行われない。

(e) 本号(a)ないし(d)に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当社はA種優先株主に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及び必要な事項を通知をしたうえ、転換価額の調整を適切に行うものとする。

(i) 資本減少、合併または会社分割等、転換価額の調整を必要とする場合。

(ii) 本号(e)(i)のほか、当社の発行済普通株式数（ただし、普通株式に係る自己株式数を除く。）の変更または変更の可能性を生じる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。

(iii) 本号(c)(d)に定める証券の転換請求期間または新株予約権行使請求期間が終了した場合。ただし、その証券の総額が普通株式に転換または付与された新株予約権の全部が行使された場合を除く。

(f) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位までに算出し、小数第2位を四捨五入する。

(g) 転換価額の調整に際して計算を行った結果、調整後転換

価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまる時は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には調整前転換価額はこの差額を差し引いた額とする。

(h) 転換価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、A種優先株主に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなくてはならない。

(4) 転換価額の調整を行わない場合

A種優先株式発行後、調整前の転換価額を下回る価額をもって新株を発行する場合に、A種優先株主が当該新株発行を引き受けないときは上記(3)に定める転換価額の調整の適用はない。

(5) 転換により発行すべき普通株式数

(a) A種優先株式1株の転換により発行すべき当社の普通株式の株式数(本定款において「A種優先転換比率」という)は、次のとおりとする。

A種優先株式 1株に対して発行する普通株式数 = $\frac{\text{A種優先株式の1株当たりの発行価額}}{\text{A種転換価額}}$

但し、A種優先株式の1株当たりの発行価額は、A種優先株式につき株式分割、株式併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。

(b) 転換の結果発行すべき株式数に1株の100分の1未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。

(投資者の拒否権)

6 当社は、次の各号の事項につき、法令または定款の規定による株主総会または取締役会決議のほか、A種類株主総会の決議も要するものとする。

資本の増減など、経済的な利害に関する重要事項

(1) 株式の発行(自己株式の処分を含むが、新株予約権または新株予約権付社債の行使により株式を発行または付与する場合は除く。) 付与、株式分割、および株式併合

(2) 新株予約権、新株予約権付社債その他当社の株式への転換、かかる株式との交換、またはかかる株式の取得が可能な証券または権利の発行または付与

(3) 合併、株式交換、株式移転、営業譲渡、営業譲受、会社分

ガバナンスに関する重要事項

(4) 代表取締役・監査役の選任ならびに解任

(種類株主総会における取締役の選任)

7 普通株主は、その総会において、取締役 名を選任する。A種優先株主は、その総会において、取締役 名を選任する。法令または定款に定めた取締役の員数を欠き、その員数に足る数の取締役を選任すべきA種優先株主が存しない場合には、普通株主がその総会において、法令または定款に定めた員数の取締役を選任する。

(準用規定)

8 種類株主総会については、法令上可能な範囲で第・条乃至第・条(召集・決議方法)の規定を準用するものとする。

以 上

株主総会招集期間短縮の同意書

今般、株式会社　　が平成　年　月　日、臨時株主総会を開催するにあたり、商法第232条1項に定める期間を置かないで、手続きを進めることについて、株主は同意します。

平成　年　月　日

(株主の住所・氏名及び持株数)

(住所)

(氏名)

印

(株数)

株主1人ごとに作成しても良いし、全員の連名で全員の同意を得る方法でもよい。

取締役会議事録

開催場所 当会社本店

開催日時 平成 年 月 日 時 分

閉会日時 平成 年 月 日 時 分

当会社取締役員数 名
(出席取締役数 名)

議 長

上記の通り取締役会を開催し、次の議案につき可決確定の上散会した。

第1議案 株式以外の者に対して新株を発行する件

議長は、次の要領により、第三者割当による新株を発行したい旨説明し、下記事項につき賛否を議場に諮ったところ満場一致の賛成を得たので本議案は承認可決した。

ただし「7 割当方法」において、取締役が特別利害関係人を有する部分については、その取締役はそれぞれ決議に参加しなかった。

記

1. 新株式の名称 株式会社 A 種類株式
2. 発行新株式数 A 種類株式 , 株
3. 発行価額 1 株につき金 円
4. 発行価額中資本に組み入れない額 1 株につき 円
- 4 申込期日 平成 年 月 日
- 5 払込期日 平成 年 月 日
- 6 割当方法 第三者割当
- 7 割当先及び割当株式数
キャピタル 株
キャピタル 株
- 8 申込み及び払込みを取り扱う銀行並びにその取扱店
銀行 支店

以上の決議を明確にするため、この議事録を作成し、議長および出席取締役が次に記名押印する。

平成 年 月 日

(商号) 株式会社

取締役会

議長・代表取締役



出席取締役



出席取締役



新株発行事項の公告・通知に関する

期間短縮の同意書

株式会社 〇〇〇 が平成 〇 年 〇 月 〇 日開催の取締役会の決議に基づいて A 種類株式を発行をするにあたって、商法第 280 条ノ 3ノ 2 に定める公告・通知の期間を置かないで新株発行の進めることについて、同意します。

平成 〇 年 〇 月 〇 日

(住 所)

(氏 名)

(持株数)

株

